

情報開示規則

組合員への情報開示に関する規則

鹿児島県立短期大学生生活協同組合

(目的)

第1条 この規則は、定款第74条（組合員に対する情報開示）に基づき、鹿児島県立短期大学生生活協同組合（以下、「生協」という。）の組合員に対して生協の事業及び財務の状況に関する情報の開示について、開示に関わる基準、範囲及び手続を定めることを目的とする。

(情報の項目)

第2条 この規則で定める開示及び不開示情報の項目は、以下のとおりとする。

- (1) 事業に関する事項
- (2) 財務に関する事項
- 2 前項に定める情報は、会計及び決算の直接の資料となった書類、その他会計及び決算の状況を把握する上で合理的な必要性があると認められる情報に限る。
- 3 情報の適正な管理のための項目の細目は別に定める。

(情報の不開示基準)

第3条 生協が前条に定める情報の項目を開示するにあたっては、個人のプライバシーを損ない、法令に違反し、又は利害関係人に対し信義誠実の原則に反することとならないよう留意するとともに、生協の事業及び運営の円滑な遂行並びに全ての組合員の利益の擁護について配慮しなければならない。

- 2 生協は、前項をふまえた情報については開示しないこととする。
 - (1) 著作権法、特許法など法令により非公開が義務づけられている事項及び契約により非公開が義務づけられている情報
 - (2) 犯罪の予防上、非開示とすることが必要な情報
 - (3) 保護する必要がある個人の情報
 - (4) 取引上守秘すべき情報
 - (5) 合議による意思形成過程にあり、開示することで運営などに障害をもたらすおそれのある情報
 - (6) 開示によって、事業遂行に明らかな障害をもたらすおそれのある情報、あるいは組合員全体の利益を損なうおそれのある情報
 - (7) 開示情報の利害関係者の同意が得られない情報
 - (8) 会計及び決算の直接の資料となった書類、その他会計及び決算の状況を把握する上で合理的な必要性があると認められる情報以外の会計または決算に関する情報

(目的外使用の禁止)

第4条 組合員は、生協の事業及び財務の状況に関する情報について、組合員としての権利の行使及び生協の事業及び運営に関する検討等、適正な目的のために使用しなければならない。

- 2 生協は、組合員からの請求に係る情報が、前項の趣旨にてらして不適正な目的に使用される恐れがあると認められる場合には、その情報の開示を行わないものとする。

(開示請求の手続)

第5条 組合員は、第2条に定める情報の開示を求めるときは、氏名、住所、連絡先、開示を求める情報の

内容及び情報の使用目的を示した所定の申請書にて行うものとする。

- 2 生協は、開示請求があった場合、第3条又は第4条に該当する場合を除き、請求に係る情報を開示するものとする。
- 3 生協は、第1項による開示請求があった場合、開示請求があった日から14日以内に、請求に係る情報の開示の可否を専務理事が決定する。ただし、止むを得ない事由によりこの期間内に開示を行えない場合は、14日を限度としてこの期間を延長することができる。
- 4 生協は、開示請求がなされた情報の全部又は一部を開示しない場合がある。ただし、その場合には請求者に対し非開示の理由を示すものとする。
- 5 生協は、第1項による開示請求が決算期など業務に重大な支障を生ずる恐れのある時期に行なわれた場合は、開示の時期を変更することができる。
- 6 請求に係る情報の開示は、閲覧又は書面での写しの交付のみにより行い、電子媒体もしくは類似の方法による交付はできないものとする。
- 7 生協は、書面での写しの交付にかかった費用を、開示請求を行った組合員に対して請求することができる。

(改廃)

第6条 この規則は理事会において改廃する。

付則

この規則は2015年10月29日から実施する。

情報の細目

情報開示規則第2条第3項より

1. 定款・規約・規則に関する事項
 - (1) 定款
 - (2) 総会関連規約
 - (3) その他規則
2. 総会に関する事項
 - (1) 総会議案書
 - (2) 総会議事録
3. 決算・業務・資産報告に関する事項
 - (1) 事業報告書
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書
 - (4) 重要な会計方針等の注記事項
 - (5) 附属明細書
4. 理事会に関する事項
 - (1) 理事会議案書
 - (2) 理事会議事録
 - (3) 役員名簿
5. 事業計画に関する事項
 - (1) 年次事業計画書
 - (2) 年次予算
6. 監査に関する事項
 - (1) 監査報告書
7. 行政に関する事項
 - (1) 管轄官庁公文書
 - (2) 事業関連許認可証
8. 大学に関する事項
 - (1) 大学との契約書
 - (2) 大学との公文書
9. 共済・保険に関する事項

情報開示請求申請書

請求者氏名 _____ 組合員番号 _____

住所 〒 _____

電話 _____

「情報開示規則」に基づいて、下記の通り情報の開示を請求いたします。

1. 開示を求める情報の項目と内容（具体的に記入して下さい）	
(1) 情報の項目 ※別紙「情報の細目」参照	
(2) 具体的な内容	
2. 開示する情報の使用目的（具体的に記入して下さい）	
3. 開示の実施方法 実施の方法の選択と実施の希望日時を記入して下さい。	
・実施の方法	<input type="checkbox"/> 生協店舗での閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
・実施の希望日時	年 月 日 時 分

【本人確認】

請求者本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 学生証	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証



以下【生協記入】

- 1. 受理 年 月 日 受理者（ ）
- 2. 決済 年 月 日 専務理事（ ） 印
- 3. 開示日（送付日） 年 月 日 開示（送付）者（ ）
- 4. 開示した情報

生協の事業及び財務について情報開示を希望される組合員の方へ

情報開示請求について

鹿児島県立短期大学生活協同組合

生協では、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報の開示について、「情報開示規則」にその手続き等を定めています。情報開示を希望される組合員の方は、次の方法によって情報開示をご請求下さい。

1. 当生協に関する情報開示を希望される組合員の方は、生協店舗に備えてある「情報開示請求申請書」に必要事項を記入いただき生協店舗まで提出して下さい。郵送等での請求はお受けしていません。ご了承ください。
2. 情報開示請求にあたっては、「情報開示請求申請書」の記載事項をすべてご記入下さい。ご記入がない場合は開示を行わない場合があります。
3. 情報開示の請求にあたっては、ご本人確認を行います。「情報開示請求申請書」に記載している学生証等をご持参下さい。
4. 情報開示については、「申請書」受理日から14日以内に審査し、開示の可否、または可否判定の遅延をご連絡いたします。
5. 開示する情報は、生協店舗にて閲覧または、写しの交付となります。写しの交付にあたっては、実費をいただきます。開示の際にお支払い下さい。
6. 次の場合は、情報開示できませんのでご了承ください。

「情報開示規則」より

（情報の不開示基準）

第3条 生協が前条に定める情報の項目を開示するにあたっては、個人のプライバシーを損ない、法令に違反し、又は利害関係人に対し信義誠実の原則に反することとならないよう留意するとともに、生協の事業及び運営の円滑な遂行並びに全ての組合員の利益の擁護について配慮しなければならない。

2. 生協は、前項をふまえ次の情報については開示しないこととする。

- (1) 著作権法、特許法など法令により非公開が義務づけられている事項及び契約により非公開が義務づけられている情報
- (2) 犯罪の予防上、非開示とすることが必要な情報
- (3) 保護する必要がある個人の情報
- (4) 取引上守秘すべき情報
- (5) 合議による意思形成過程にあり、開示することで運営などに障害をもたらすおそれのある情報
- (6) 開示によって、事業遂行に明らかな障害をもたらすおそれのある情報、あるいは組合員全体の利益を損なうおそれのある情報
- (7) 開示情報の利害関係者の同意が得られない情報
- (8) 会計及び決算の直接の資料となった書類、その他会計及び決算の状況を把握する上で合理的な必要性があると認められる情報以外の会計または決算に関する情報

（目的外使用の禁止）

第4条 組合員は、生協の事業及び財務の状況に関する情報について、組合員としての権利の行使及び生協の事業及び運営に関する検討等、適正な目的のために使用しなければならない。

2. 生協は、組合員からの請求に係る情報が、前項の趣旨にてらして不適正な目的に使用される恐れがあると認められる場合には、その情報の開示を行わないものとする。